

志摩広域消防組合競争入札実施要綱

(平成 25 年 1 月 15 日)
訓 令 第 1 号)

平成 26 年 11 月 12 日訓令第 6 号改正

平成 29 年 2 月 24 日訓令第 1 号改正

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 入札の方法

第 1 節 一般競争入札 (第 4 条―第 16 条)

第 2 節 指名競争入札 (第 17 条―第 22 条)

第 3 章 雑則 (第 23 条―第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、入札及び契約の透明性を確保し、競争性をより高めることを目的とし、志摩広域消防組合における競争入札の実施について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、志摩広域消防組合契約規則（平成 16 年志摩広域消防組合規則第 20 号）第 2 条により準用する志摩市契約規則（平成 16 年志摩市規則第 69 号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (2) 一般競争入札 入札の条件（入札場所、日時、参加資格等）を公告することにより入札参加資格を有する不特定多数の者に競争をさせ、最も有利な条件を提供した者を契約の相手方とする方法をいう。
- (3) 条件付一般競争入札 一般競争入札において、施行令第 167 条の 5 の 2 の規定により入札参加者の事業所の所在地又は工事の施工経験若しく

は技術的適性の有無を資格要件として求める入札方法をいう。

- (4) 事前審査方式 一般競争入札において、入札参加資格の確認を入札前に実施する方法をいう。
- (5) 事後審査方式 一般競争入札において、入札参加資格の確認を入札後に実施する方法をいう。
- (6) 指名競争入札 資力、信用その他について適当であると認める特定多数の者に競争をさせ、最も有利な条件を提供した者を契約の相手方とする方法をいう。
- (7) 随意契約 施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当した場合で、任意に選定した特定の者を契約の相手方とする方法をいう。

(競争入札の対象)

第 3 条 志摩広域消防組合が発注する予定価格が 500 万円以上の建設工事（建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する建設工事を原則とする。以下同じ。) 及び測量・建設コンサルタント等業務（建設工事に係る業務を原則とする。以下同じ。）を対象とし、一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）を実施するものとする。ただし、特殊技術を要する建設工事など、一般競争入札に適しないものについては、指名競争入札又は随意契約によるものとする。

- 2 一般競争入札の実施に当たり、入札参加者の事業所の所在地又は工事の施工経験若しくは技術的適性の有無を資格要件として求めるものについては、全て条件付一般競争入札として実施するものとする。
- 3 一般競争入札の実施に当たり、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の建設工事及び予定価格が 1,000 万円以上の測量・建設コンサルタント等業務については、原則として事前審査方式により実施し、これら以外の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、事後審査方式により実施するものとする。
- 4 第 1 項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務以外のものについては、原則として指名競争入札により実施するものとする。ただし、これらについても一般競争入札の手続によることが適当であると認められる場合は、この限りではない。
- 5 前各項の規定によらず入札方法等を決定する場合には、志摩広域消防組合入札審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

第 2 章 入札の方法

第1節 一般競争入札

(入札公告)

第4条 一般競争入札に付す建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、規則第4条の規定に基づき公告する。

(入札参加資格)

第5条 一般競争入札に参加する者は、公告日から落札決定の日までの間(入札公告及び入札心得等で特に示した場合はその期間)、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設工事にあつては、入札公告で明示した建設業許可業種に対応した法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けた者で、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期間内であるもの
- (3) 規則第3条第2項及び第3項の規定により発注業種に対応した競争入札資格者名簿に登録された者
- (4) 志摩広域消防組合建設工事等指名停止措置要綱(平成24年志摩広域消防組合訓令第1号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置期間中でない者
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札の参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (7) 第3条第1項に規定する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る入札公告において、当該工事又は業務と同種の履行実績を求めた場合は、当該履行実績を有している者
- (8) 第3条第1項に規定する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る入札公告において、当該工事又は業務に配置する技術者の資格を求めた場合は、当該資格を有している者
- (9) 入札公告及び入札心得等で明示した条件に適した者

2 公正な競争入札を実施するため、系列会社とみなされた複数の業者は、同一案件の入札に対し、複数同時に参加できない。

- 3 前条の規定により公告する入札参加者の資格要件については、原則として審査会の審査を経て管理者が決定する。ただし、軽微な案件等審査会が認めたものについてはこの限りでない。
- 4 共同企業体が参加する場合には、共同企業体の構成員が第1項各号の全てに該当しなければならない。
- 5 建設工事にあつては、一般競争入札に参加する者は、当該工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 資本面においては、受託者の発行済株式総数の50パーセントを超える株式を保有し、又はその出資の総額の50パーセントを超えて出資していないこと。
 - (2) 人事面においては、建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(入札参加申請及び入札参加資格申請)

第6条 事前審査方式により入札を行う場合、入札参加希望者は、(条件付)一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)を入札前に志摩広域消防組合消防本部総務課(以下「消防本部総務課」という。)へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 2 事後審査方式により入札を行う場合、入札参加希望者は、事後審査方式(条件付)一般競争入札参加申請書(様式第2号)を、あらかじめ指定された期日までに、消防本部総務課へ提出しなければならない。

また、入札会において有効な入札の範囲内において最低価格者となった者(以下「落札候補者」という。)は、入札終了後直ちに申請書を消防本部総務課へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 3 前2項に規定する申請書には、入札公告により示した関係書類を添付するものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体が参加する場合には、志摩広域消防組合特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成25年志摩広域消防組合訓令第5号)に規定する特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格審査申請を入札公告に定める期日までに行わなければならない。

(入札参加資格の審査)

第7条 前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、消防本部総務課において資格審査を実施し、審査会に諮ったうえで、その審査結果を入札

参加者に（条件付）一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 3 号）により通知しなければならない。

- 2 事後審査方式においては、入札参加資格の確認は落札候補者についてのみ行うこととし、前条第 2 項に規定する申請書が提出された場合には、申請内容、添付書類、工事費等内訳書等について、消防本部総務課において審査する。この場合において、入札参加資格があると認められた場合にあつては、落札者に対し落札確認書により通知するものとし、入札参加資格がないと認められた場合にあつては、事後審査方式（条件付）一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）によりその旨通知するものとする。
- 3 前項の規定により、落札候補者の資格審査を行った結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断された場合は、この者の行った入札を無効とし、入札会において次順位者となった者の資格審査を行うものとし、以後、落札決定されるまで、入札結果の順位により資格審査を行う。

なお、入札会において同順位者となる者が複数存在する場合には、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。

- 4 前項の場合において、次順位者以後の者の資格審査の結果に係る通知は、第 2 項後段の規定を準用する。

（入札参加資格がないと認めた者に対する説明）

第 8 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定により、入札参加資格がない旨の通知がなされた者は、当該通知を受け取った日から起算して 2 日（志摩広域消防組合の休日を定める条例（平成元年志摩広域消防組合条例第 6 号）第 1 条第 1 項に定める休日を除く。）以内に、その理由について、書面により説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により資格審査結果について説明を求められた場合は、消防本部総務課において審議し、状況に応じ審査会に諮り、相手方に対し回答するものとする。

（入札参加資格の取消し等）

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定により、入札参加資格がある旨の通知を受けた者が落札決定の日までに、第 5 条に規定する入札参加資格要件を満たさなくなるときは、入札参加資格を取り消すものとする。なお、取り消す場合には、（条件付）一般競争入札参加資格取消し通知書（様式第 5 号）により通知するものとし、前条の規定は、当該通知をする場合について準用

する。

(現場説明会)

第 10 条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第 11 条 入札保証金及び契約保証金の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 入札保証金は、規則第 5 条及び第 6 条の規定により取り扱うものとし、納付の要否は、入札公告に記載すること。

(2) 契約保証金は、規則第 29 条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 4 項、第 31 条、第 32 条並びに第 34 条の規定により取り扱うものとし、納付の要否は、入札公告に記載すること。

(予定価格等)

第 12 条 予定価格（入札書比較価格）は、事前公表とし、入札公告によりその旨明示する。

2 最低制限価格は、規則第 8 条の規定により予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内でこれを定めることができる。

(入札執行)

第 13 条 入札執行回数は、1 回とする。

2 入札執行職員は、第 3 条第 1 項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札時に、工事費等内訳書の提出を求めるものとする。

3 入札は、入札公告等により指定した日時及び場所において、入札参加者又はその代理人全員を立ち合わせて行い、面前開封とする。

4 入札参加者が 2 者に満たない場合は、入札を行わない場合がある。

(入札の無効及び失格要件)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は、無効とする。

(1) 規則第 12 条第 1 項各号に該当する行為が認められたとき。

(2) 工事費等内訳書が入札書と同封されていないとき。

(3) 工事費等内訳書に不備が認められるとき。

(4) 入札金額と工事費等内訳書に記載された合計金額が異なるとき。

(5) 事後審査を行った結果、入札参加資格の要件を満たさなかったとき。

(6) 入札金額が事前公表した予定価格（入札書比較価格）を上回る入札をしたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は、失格とする。

(1) 入札金額が最低制限価格(入札書比較価格)を下回る入札をしたとき。

(2) 適正な入札の執行を妨げたとき。

(入札の延期等)

第 15 条 入札の執行に当たり、談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき又は天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の辞退等)

第 16 条 第 6 条第 2 項に規定する申請書を提出した者又は第 7 条第 1 項の規定により資格があると認められた者は、原則として入札日の前日までに入札辞退届を提出することにより、入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 前項前段の規定により、一度提出し受理された入札辞退届は、撤回できないものとする。

第 2 節 指名競争入札

(入札参加資格)

第 17 条 指名競争入札参加者は、競争入札資格者名簿に登録された者の中から選定する。ただし、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、志摩広域消防組合を構成する市又は町に登録された者の中から選定する。

2 競争入札資格者名簿への登録は、別に定める競争入札参加資格審査申請書(物品購入・その他用)により行うものとし、審査会が登録の審査を行い、その審査結果を申請した者に通知する。

3 前項に規定する競争入札資格者名簿の有効期限は、登録の日から 3 年とし、申請及び登録は、随時行うものとする。

4 公正な競争入札を実施するため、系列会社とみなされた複数の業者は、同一案件の入札に対し、複数同時に参加できない。

5 次の各号のいずれかに該当した者は、指名を行わない。

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当した者

(2) 建設工事にあつては、法第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可を受け

ていない者又は法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受審しない者若しくは経営事項審査の有効期限が経過している者

- (3) 指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中である者
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合であっては、指名競争入札の参加資格の再審査に係る認定を受けていない者
- (6) 建設工事にあつては、別に定める志摩広域消防組合建設工事発注標準に適合しない者

(入札保証金及び契約保証金)

第 18 条 入札保証金及び契約保証金の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 入札保証金は、原則免除とすること。
- (2) 契約保証金は、規則第 29 条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 4 項、第 31 条、第 32 条並びに第 34 条の規定により取り扱うこと。

(予定価格等)

第 19 条 予定価格が 50 万円以上の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、予定価格（入札書比較価格）を入札指名通知書に記載することにより事前公表し、これら以外のものについては、規則第 21 条において準用する規則第 7 条の規定により作成し、事前公表は行わない。

2 最低制限価格は、規則第 21 条において準用する規則第 8 条の規定により予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内でこれを定めることができる。

(入札執行)

第 20 条 入札執行回数は、原則として 2 回とし、入札が不調に終わった場合の随意契約の協議は行わない。ただし、予定価格（入札書比較価格）を事前公表する案件は、1 回とする。

- 2 入札は、入札指名通知書により指定した日時及び場所において、入札参加者又はその代理人全員を立ち合わせて行い、面前開封とする。
- 3 入札参加者が 2 者に満たない場合は、入札を行わない場合がある。
- 4 入札会において同順位者が複数ある場合は、第 7 条第 3 項の規定を準用

する。

(入札の辞退等)

第 21 条 入札指名通知書を受けた者は、原則として入札日の前日までに入札辞退届を提出することにより、入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 前項前段の規定により、一度提出し受理された入札辞退届は、撤回できないものとする。

(入札の延期等)

第 22 条 入札の執行にあたり、談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき又は天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を延期又は中止することができる。

第 3 章 雑則

(分離発注及び分割発注)

第 23 条 管理者は、一の工事で分離発注又は分割発注が望ましいと判断した工事については、入札機会の確保の観点から、審査会の協議を経て分離発注又は分割発注を考慮するものとする。ただし、工事内容等により分離発注又は分割発注に適さないと判断した場合は、この限りでない。

(関係市町との協議)

第 24 条 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事等及び庁舎等修繕並びに測量・建設コンサルタント業務にあつては、設計金額に関わらず志摩広域消防組合を構成する市又は町と次の各号について協議のうえ、指名、入札等を実施する。

- (1) 入札参加業者の資格及び等級格付に関すること。
- (2) 建設工事等に係る不正行為等による業者の指名停止等に関すること。
- (3) 建設工事の競争入札参加業者の選定に関すること。
- (4) 契約予定金額 200 万円以上の随意契約に係る相手方の選定に関すること。
- (5) 一般競争入札の発注条件及び入札形態に関すること。
- (6) 総合評価落札方式における入札方式の決定等に関すること。
- (7) 発注標準に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、工事等を発注する所属担当課長が審査に付する必要があると認めた事項

(庶務)

第 25 条 入札に関する事務は、消防本部総務課において処理する。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項については、審査会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日までになされた入札に関する事務及びこの訓令の施行の際引続き継続しているものについては、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 26 年 11 月 12 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 24 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。